（案）

地方街路交付金事業都市計画道路八幡根岸線（根岸町工区）に係る本町遺跡整理作業に伴うパーソナルコンピュータ等賃貸借契約書

秋田県埋蔵文化財センター所長　大泉　真（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）とは、次の条項によりパーソナルコンピュータ等（以下「パソコン等」という。）の使用賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の趣旨）

第１条　この契約は、当該契約物件を乙が甲の使用に供するとともに、パソコン等が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行うことを目的とする。

（契約期間等）

第２条　契約期間は、令和７年　月　日から令和８年３月３１日までとする。また、賃貸借期間は令和７年５月１４日から令和８年３月３１日までとする。

２　乙は、借り上げ期間初日までにパソコン等を甲の指定する場所に納入し、甲の検査を受けるものとする。

（契約対象物件）

第３条　契約対象物件及び設置場所は次のとおりとする。

物　件　名	規　　格	数　量
デスクトップパソコン	ﾚｰｻﾞｰﾏｳｽ、ﾃﾝｷｰ等	1
ソフトウェア	Windows11他	1
プリンター		1
スキャナー		1
外付けデバイス	ﾏﾙﾁｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ(1台)､ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙHDD(1台)	1
無停電電源装置		1
液晶ペンタブレット	ペン類一式	1
その他	ハブ、雷ガードタップ他	1
設　置　場　所	秋田県埋蔵文化財センター（秋田県大仙市払田字牛嶋２０）	

（使用の目的）

第４条　甲は、契約対象物件を本町遺跡整理作業のために使用する。

（契約賃貸借料及び消費税額）

第５条　使用賃借料は、総額　　円(うち消費税額及び地方消費税額　　円)とする。

２　消費税及び地方消費税率が改正された場合、甲と乙は税率の変更による増加額相当分の変更契約について協議する。

（賃貸借料及び消費税額の支払い）

第６条　乙は、賃借料を甲の定める手続きに従って、次のとおり請求するものとする。

令和７年　５月１４日　～　令和７年　５月３１日分	円
令和７年　６月　１日　～　令和７年　６月３０日分	円
令和７年　７月　１日　～　令和７年　７月３１日分	円
令和７年　８月　１日　～　令和７年　８月３１日分	円
令和７年　９月　１日　～　令和７年　９月３０日分	円
令和７年１０月　１日　～　令和７年１０月３１日分	円
令和７年１１月　１日　～　令和７年１１月３０日分	円
令和７年１２月　１日　～　令和７年１２月３１日分	円
令和８年　１月　１日　～　令和８年　１月３１日分	円
令和８年　２月　１日　～　令和８年　２月２８日分	円
令和８年　３月　１日　～　令和８年　３月３１日分	円

２　甲は、乙から前項による請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に使用賃借料を支払うものとする。

（機器の保守）

第７条　乙は、パソコン等を甲が常時正常な状態で使用できるよう、調整、修理または部品の交換等、所用の保守を行うものとする。

２　乙は、パソコン等が故障した場合は、甲の請求により直ちに乙の社員を設置場所に派遣して

修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。

（機器の交換または改造）
第８条　機器の交換または改造は、あらかじめ文書をもって乙の承諾を得、甲の負担で行うものとする。
２　交換または改造によって契約内容を改訂する必要が生じた場合は、変更契約の締結をするものとする。

（瑕疵担保責任）
第９条　乙は隠れたる瑕疵により機器の運転及び操作に支障または不能を生じたときは、すみやかに補修、交換等の必要な処置を講じなければならない。

（損害賠償の請求）
第10条　甲の過失により賃借機材の全部または一部を損壊した場合、甲は停滞なくこれを修復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

（機密漏洩の禁止）
第11条　乙または乙に関わる従業員は、保守その他の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密を外部にもらし、または他の目的に利用してはならない。

（契約の解除）
第12条　甲または乙は、１ヶ月前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる
２　甲または乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

（機器の返還）
第13条　第２条または前条の規定によりこの契約が終了した場合は、甲は、パソコン等を速やかに乙に返還するものとする。
２　乙は、甲から連絡を受けたときは速やかに契約機器を引き取るものとする。
３　機器に欠損があった場合には、乙はその旨文書で確認するものとする。
４　返還に必要な経費は乙が負担するものとする。

（善良な管理者としての義務）
第14条　パソコン等の所有権は乙に帰属し、甲は、該当物件を常に善良なる管理者の注意をもって使用及び管理するものとする。

（権利の譲渡）
第15条　甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利または義務を他人に譲渡し、または継承させてはならない。

（疑義の解決）
第16条　この契約について定めのない事項または、この契約について疑義の生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。

（契約保証金）
第17条　契約保証金は　　円とする。（※納入の場合）
　　秋田県財務規則第１７８条第　号により契約保証金は免除するものとする。（※免除の場合）

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年　　月　　日

甲　　秋田県大仙市払田字牛嶋２０
　　秋田県埋蔵文化財センター
　　所　長　　大　泉　　真

乙